

フレンド会員登録制度のご案内

この度、当倶楽部では倶楽部の活性化および会員様相互の親睦の輪を広げていただくことを目的に会員各位の倶楽部ライフ向上の一環として、以下の要項にて『フレンド会員登録制度』を実施致しております。

是非この機会にご家族又は友人・知人等ご登録いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【フレンド会員登録制度 要 項】

1. 種類及び資格

- ① 現在の会員証書の種別に応じ、現メンバー（以下、「会員」といいます）1名様につきフレンド会員（以下、「フレンド会員」といいます）1名様のご登録が可能です。
 - ② 複数口所有の場合、年会費をお支払いいただいている口数のみのご登録が可能です。
 - ③ 年会費の支払いを滞納されている会員は申請が出来ません。
 - ④ ご登録申請者の範囲は特に制限はございませんが、理事会の不承認によりご登録をお断りする場合がございます。
- ※ 自らが反社会的勢力に関係し、またそのおそれがあるような組織及び関係者とのつながりがある方、入れ墨のある方はご登録出来ません。

2. 登録料及び権利

- ① フレンド会員登録料30,000円（消費税別）
※ 初回申請に限り登録料は免除させていただきます。
- ② フレンド会員は会員の種別に従って同等の利用条件及びプレーフィにて当倶楽部施設が利用出来ます。
- ③ フレンド会員は会員の種別に従って倶楽部競技（四大競技・関西ゴルフ連盟主催競技を除く）に参加できます。ハンディキャップはクラブ内ハンディヤップを取得していただきますがJGA・USGAインデックスハンディキャップの取得は出来ません。
- ④ 姉妹コース亀岡カントリークラブ及びPCS協定クラブでの会員優待は受けられません。
- ⑤ フレンド会員は本倶楽部利用約款及び諸規則等を遵守していただきます。

3. 年会費

- ① 年会費36,000円（消費税別）※ 会員様宛にご本人様分・フレンド会員様分各1通まとめてご請求書をお送りいたします。
- ② 年会費は毎年1月から同年12月までの1年分を当該年度の2月末までにお支払いいただきます。
- ③ 初回登録日が年度中途からの場合は、月割計算とさせていただきます。※ 会員様宛にフレンド会員様分のご請求書をお送りいたします。

- ④ 納入された年会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。
- ⑤ 年度途中で登録者変更があった場合、既納分の年会費は新登録者へは引き継ぎません。

4. 必要書類及び申請手続き

《必要書類》

- ・フレンド会員登録申請書（所定様式） 1通
- ・公的証明書の写し（フレンド会員登録者） 1通（パスポート、運転免許証、印鑑証明書等）
- ・顔写真4cm×3cm（ // ） 1枚

☆ 上記必要書類をご提出いただき、理事会の承認を得た後、登録料（初回免除）、年会費のご請求書を発行させていただきます。ご入金の確認が出来次第、権利が発生いたします。

5. 登録抹消及び資格の喪失

- ① フレンド会員登録を抹消する場合、会員から『フレンド会員登録抹消届』をご提出いただきます。なお、登録期間中での登録抹消であっても年会費の残期間の返還はございません。
- ② 会員が会則第13条により会員資格を喪失及び全口数の預託金返還抽選申込みをした場合、フレンド会員も同様に資格を喪失いたします。なお、この場合も年会費の返還はございません。
- ③ 所定お払込期限までに年会費のお支払いが無い場合、資格を喪失いたします。

6. その他

- ① 登録者の変更をご希望の場合、5-①の『フレンド会員登録抹消届』のご提出後、改めて新登録者様の登録申請手続き（4. 必要書類及び申請手続き 参照）を行なっていただきます。
- ② エントリーは随時フレンド会員様から直接、お電話・フロント・当倶楽部ホームページよりお申込みいただくことが出来ます。
- ③ フレンド会員の制度は諸般の事情により終了する場合がございます。その場合は終了の6ヶ月前までに告示するものとします。

◎お申込・お問合せ先 **サングレートゴルフ倶楽部（事務局）**

〒669-1403 兵庫県三田市川原 1035-12

tel. 079-569-0022 fax. 079-569-1082